

声 明

(安倍元首相銃撃事件から3年を迎えるにあたって)

2025(令和7)年7月8日

全国統一教会(世界平和統一家庭連合)被害対策弁護団

上記弁護団 弁護団長弁護士 村越 進(第一東京)

同 副団長 弁護士 内田 信也(札幌)

同 副団長 弁護士 吉岡 和弘(仙台)

同 副団長 弁護士 紀藤 正樹(第二東京)

同 副団長 弁護士 塚田 裕二(第一東京)

同 副団長 弁護士 荻原 典子(愛知県)

同 副団長 弁護士 植田 勝博(大阪)

同 副団長 弁護士 木村 豊(広島)

同 副団長 弁護士 平田 広志(福岡県)

同 事務局長 弁護士 山口 広(第二東京)

外349名

- 1 2022年7月8日の安倍晋三元首相銃撃事件から本日で3年を迎えました。当弁護団は、あらためて、民主主義をも否定するこのような犯行を、決して許されないものとして強く非難します。

この事件をきっかけに、多くの被害者や家族、とりわけ宗教2世の方々が勇気を出して声を上げたことで、統一教会による高額献金や家庭崩壊など極めて深刻かつ凄惨な被害の実情が次々と明らかになり、多くの方々が長年にわたり統一教会により苦しめられてきた現状が広く世間に知られるようになりました。

これを受けて、国会及び政府により、複数の立法や解散命令請求など、被害者救済と被害抑止に向けた様々な取り組みが進められました。また、本年3月25日には東京地方裁判所で解散命令決定が出るなど、統一教会に対して厳し

く対処する司法判断も積み重ねられてきました。

しかし、銃撃事件から3年経った今でも、ほとんどの被害者は未だに救済されないままであり、この問題は全く解決していないと言っても過言ではありません。

- 2 当弁護団は、全国の相談窓口に寄せられた多くの被害相談の受け皿となるべく2022年11月に結成され、日本弁護士連合会や日本司法支援センター（法テラス）の協力も得て、被害者救済に向けた取り組みを進めてきました。2023年2月以降、統一教会に対して10次にわたり、合計207名・60億5367万円余りの被害について損害賠償請求を行い、統一教会との集団交渉を行ってきました。

これに対し、統一教会は、自ら対応せず信徒会なるダミー組織に対応させるという不誠実な対応に終始しました。そのため、集団交渉に加わった方のうち合計197名・59億4194万円余りの被害については、2023年7月以降、4次にわたり東京地方裁判所に調停手続を申し立てており、現在、裁判所において調停期日を重ねています。

しかし、統一教会は、現在でもなお、被害者が訴える献金等の被害について違法性は一切なく虚偽であると主張し、当弁護団の団員に対する誹謗中傷を繰り返し、そればかりか、被害者の人格を毀損し著しく愚弄するような主張まで行っています。このような姿勢こそが、解散命令決定で言及された「教団に事態の改善を期待するのは困難」との教団の自浄作用の欠如及び反社会的体質を示すものといわざるを得ません。

今月、統一教会の勅使河原秀行・教会改革推進本部長は、共同通信のインタビューにおいて、この間800件を超える被害の訴えに対し60億円を超える賠償を行ったことを認めつつ、当弁護団との集団交渉には応じない考えを改めて示しました。これは、弁護士・弁護団に依頼していない被害者が多数存在し被害が甚大であること、そして統一教会が弁護士の関与を排除して低額での解決を図ろうとしていることを、自認したものにほかなりません。

統一教会に対しては、このような姿勢を改め、自らが生み出した被害を直視

して被害者に真摯に向き合い、調停において裁判所及び申立人である当弁護団に誠実に対応するよう、改めて強く求めます。

- 3 今年3月25日、東京地方裁判所は、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした」（宗教法人法81条1項1号）として統一教会に対する解散命令決定を出しましたが、これに対して統一教会が即時抗告したため、現在、東京高等裁判所で審理が行われています。東京高等裁判所に対しては、速やかに即時抗告を棄却していただくよう求めます。

即時抗告が棄却されると解散命令が確定し、裁判所により直ちに清算人弁護士が選任され、清算手続きが始まります。ただ、現在の宗教法人法の清算に関する規定は極めて簡素であるため、同規定に基づく清算手続きが果たして円滑かつ実効的に進むのか、懸念があります。現在、文化庁は、清算手続きでの被害者救済を見据えて、清算手続きに関する指針の作成に向けた有識者による検討会を開催していますが、被害者救済の観点から実効性のある指針が策定されることが期待されます。また、指針で足りないところがあれば立法による対処がなされるべきです。

- 4 当弁護団には、多くの統一教会二世の方から相談が寄せられており、集団交渉・調停に加わり、統一教会に対して、幼い頃から受けた様々な苦しみや困難についての慰謝料を請求している方もおられます。しかし、統一教会はこれにも全く応じていません。当弁護団は、近く、このような2世被害について統一教会の責任を問い被害者救済を図るべく、東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起する予定です。

また、統一教会2世を含む宗教2世の方々については、成人した方々も含めて、法的支援にとどまらず精神的支援・経済的支援など様々な支援が継続して必要であり、国により速やかに支援体制が構築されるべきです。

- 5 銃撃事件から3年が経ち、マスコミによる統一教会問題に関する報道が減り、世論の関心も薄れつつあるように思われます。今月20日に予定されている参議院議員通常選挙でも、かつて大きく問題視された政治家と統一教会との関係はもはや争点に挙げられていません。

しかし、統一教会による被害がこれほど深刻かつ凄惨なものになったのは、マスコミも政治家も私たち市民も、この問題の重大性・悪質性・社会的悪影響の広がりを知らず、あるいは知ったとしても何もせずにいたことにも原因があったことを決して忘れてはなりません。

全ての被害者が救済されるまで、社会はこの問題に関心を持ち続ける必要があります、被害者救済に向けた取り組みを継続し強化することは、当弁護団を含めた私たち社会全体の責務であると考えます。

再びこの問題を風化させてはなりません。

当弁護団は、今後も、統一教会による被害者の速やかな救済に向けて全力を尽くす所存です。

以上